

『民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理』に対する意見

ISDA 東京事務所

2011年8月1日

International Swaps and Derivatives Association, Inc. (通称、ISDA) は、1985年に設立された店頭デリバティブ市場の主要参加者により構成される全世界的な業界団体です。主として、金利スワップ、通貨スワップ、商品スワップ、クレジット・デリバティブ等の店頭取引を対象とした標準的な契約書の作成と維持、取引の効率的締結のための市場慣行の促進、及び健全なリスク管理体制の発展等を目的として活動を続けております。会員数は2011年8月現在、57カ国820社を超え、我が国においても34社が登録されており、その構成者は店頭デリバティブに携わる主要金融機関、保険会社、法律事務所、取引所、事業法人等となっております。

店頭デリバティブ取引及びそれらに関連する契約の実務においては、現行の法令及び判例、通説を前提とする限り、現状のままでも大きな支障なく取引の安定が確保されているというのが、市場参加者の多数派の認識であり、日本にいる当事者と取引する場合及び当該取引に関わる契約の準拠法が日本法である場合の海外の市場参加者の多くも同様の認識を共有しているものと思われまます。その前提でのコメントです。

今般、検討を継続される項目には、保証人保護、不当条項、不実表示、約款の組入要件に関する規律等、事業者間の取引(ホールセール・マーケット取引)では導入の必要がないと思われるものが含まれております。これらにつきましては、適用範囲を個人に明確に限定して頂くか、当事者で選択可能となる任意規定としていただければと思います。これらや対抗要件・その方式等、純粹に任意規定とはいえないような条項や消費貸借に関する条項については、現行の安定的に機能している実務に悪影響がないようご検討頂ければと存じます。なお、今回のISDAのコメントは、時間的な制約もあり、特に懸念される検討事項についてのみ適示させていただいたものであり、網羅的なものではありませんので、状況に応じまして、適宜コメントをさせて頂く機会を今後も頂けましたら、幸甚に存じます。

International Swaps and Derivatives Association, Inc.

Otemachi Nomura Building, 21st Floor
2-1-1 Otemachi
Chiyoda-ku, Tokyo 100-0004
P 03 5200 3301 F 03 5200 3302
www.isda.org

NEW YORK WASHINGTON
LONDON BRUSSELS
HONG KONG SINGAPORE
TOKYO